

議案第134号

公の施設（宝塚市立宝塚園芸振興センター）の指定管理者の指定について

資料6 赤字の場合の損失補填及び黒字の場合の利益分の取り扱いについて

宝塚市指定管理者制度運用方針（令和2年4月1日）では「適正な管理運営のもと、当該年度の指定管理料に、コスト削減や利用料収入の増などで生じた余剰金は、より効果的で効率的なサービス提供につながるインセンティブに配慮し、原則、指定管理者に帰属するものとする。」と定めています。

また、本方針に従い、本施設の指定管理に関し、市と指定管理者が締結した宝塚市立宝塚園芸振興センターの管理に関する基本協定書（平成28年4月1日）では「業務に要する費用を指定管理料及び利用料金等で賄うものとし、費用に過不足が生じても、これを精算しないものとする。」としており、令和3年4月1日からの5年間の指定期間においても同様の取り扱いとする予定です。